**平成２４年（フ）第４３６号**
高知市鴨部1072番地　ウエストタウンモリタ20Ｆ
債務者　西村　　櫻
1　決定年月日時　平成24年12月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
高知地方裁判所破産係

**平成２４年（フ）第２５４５号**
札幌市白石区本郷通３丁目北２番１―405号
債務者　廣田　米秋
1　決定年月日時　平成24年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２４年（フ）第２５４６号**
札幌市白石区本郷通３丁目北２番１―405号
債務者　廣田　京子
1　決定年月日時　平成24年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２４年（フ）第２５５５号**
札幌市豊平区平岸４条４丁目１番８号
債務者　村上　静子
1　決定年月日時　平成24年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２４年（フ）第２５９４号**
北海道江別市野幌若葉町45番地の33　ヴィア・ラッテア101号室
債務者　宮原　稿平
1　決定年月日時　平成24年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２４年（フ）第２６２０号**
札幌市北区新川２条４丁目７番５号　ニューリバー沖201号
債務者　灰野　俊裕
1　決定年月日時　平成24年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２４年（フ）第２６９２号**
札幌市厚別区青葉町８丁目９番４号
債務者　山本美智子
1　決定年月日時　平成24年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２４年（フ）第２７４３号**
札幌市白石区栄通10丁目８番３号　スクエア10―202号
債務者　中野　　慎
1　決定年月日時　平成24年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２４年（フ）第２４号**
北海道士別市朝日町中央4047番地
債務者　菅　　綾子
1　決定年月日時　平成24年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月13日まで
旭川地方裁判所名寄支部

**平成２４年（フ）第２５号**
北海道稚内市港２丁目１番１―401号　桂ビル
債務者　勝村真由美（旧姓千里）
1　決定年月日時　平成24年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月13日まで
旭川地方裁判所稚内支部

**平成２４年（フ）第２８５号**
群馬県高崎市上佐野町1096番地１　県住Ｃ棟60号
債務者　堀口　正成
1　決定年月日時　平成24年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月13日まで
前橋地方裁判所高崎支部

**平成２４年（フ）第２９５号**
群馬県高崎市吉井町南陽台２丁目14番地15
債務者　笹崎　美香
1　決定年月日時　平成24年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月13日まで
前橋地方裁判所高崎支部

**平成２４年（フ）第３０９号**
群馬県富岡市野上2547番地７
債務者　佐藤美代子
1　決定年月日時　平成24年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月13日まで
前橋地方裁判所高崎支部

**平成２４年（フ）第１２６号**
岐阜県土岐市泉町久尻403番地の１
債務者　今井　陸良
1　決定年月日時　平成24年12月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月13日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

**平成２４年（フ）第７６号**
三重県松阪市下村町869―12　サグラード102号室、住民票上の住所三重県松阪市田原町６番地17
債務者　中屋　佳子
1　決定年月日時　平成24年12月20日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月13日まで
津地方裁判所松阪支部

**平成２４年（フ）第４８４号**
沖縄県浦添市屋富祖２丁目31番20号　城間アパート２Ｆ
債務者　大見謝みち子
1　決定年月日時　平成24年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月13日まで
那覇地方裁判所民事第３部

**平成２４年（フ）第４９７号**
沖縄県那覇市首里久場川町１丁目76番地１伊波マンション302
債務者　林　由紀子
1　決定年月日時　平成24年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月13日まで
那覇地方裁判所民事第３部